

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称   | 契約金額(円)            | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|---|--------------------|--|---|-------------------|
| 1  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>4月1日  | 令和2年度長崎振興局燃料(ガソリン)売買単<br>価契約                  | 単価契約<br>別紙のとおり     | 長崎市元船町2-8<br>長崎県石油協同組合<br>理事長 藤岡 秀則                        | 長崎振興局の公用車は、県内全域にわたって出張し<br>ており、災害等緊急時の対応だけでなく、平時におい<br>ても業務効率化や業務に支障が出ないようにするため<br>、局保有の公用車が庁舎周辺の複数の給油所で円滑、<br>かつすみやかに給油できること、及び県内各目的地に<br>おいて確実に給油できることが必要となっている。<br>また県内全域で安定供給が得られ、県内同一単価の<br>供給が可能な業者は、県内給油所の約8割の組織率を<br>持ち各地に給油所を確保する長崎県石油協同組合だけ<br>である。<br>長崎県石油協同組合は本県と災害協定を締結しており<br>「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に合<br>致し随意契約ができる組合である。また「官公需につ<br>いての中小企業者の受注の確保に関する法律」に規定<br>する官公需適格組合であり、国に準じ契約の相手方と<br>して受注機会の増大を図ることとされている。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 2  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>5月13日 | 賃貸借契約   | 113,322,000        | 非公開  | 本契約は、新型コロナウイルス感染症に係る長崎県<br>の医療体制の確保を図るため、軽症者等の安静・療養<br>施設としてホテルの賃貸契約を行うものである。<br>長崎地域の施設の運営は長崎振興局が行うこととな<br>っているが、相手方の選定に当たっては、本庁(生活衛<br>生課)において公募を行っており、その選定結果によ<br>り決定したホテルと契約を行うことから、相手方が特<br>定されるものである。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 3  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>6月8日  | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設特別管理産業廃棄物収集・運搬業務委託 | 単価契約<br>④ 8,000.00 | 熊本県阿蘇郡西原村大字布田<br>834番地171<br>株式会社 サンレイメディカル<br>代表取締役 田原 昌明 | 本契約は、新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設から排出される特別管理産業廃棄物(感染性廃棄<br>物)収集・運搬を行うものであり、その目的は施設の<br>良好な衛生環境の維持と施設内外における感染拡大の<br>防止である。<br>新型コロナ感染症患者が入院している医療機関の特<br>別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の収集・運搬を取<br>り扱っている業者は、現時点では、県内ではここしか<br>ないため、当該業者に委託するものである。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 4  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>6月8日  | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設特別管理産業廃棄物処分業務委託    | 単価契約<br>④ 4,000.00 | 佐世保市干尽町3番地47<br>環境リサイクル株式会社<br>代表取締役 外間 広志                 | 本契約は、新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設から排出される特別管理産業廃棄物(感染性廃棄<br>物)処分を行うものであり、その目的は施設の良好な<br>衛生環境の維持と施設内外における感染拡大の防止で<br>ある。<br>新型コロナ感染症患者が入院している医療機関から<br>排出される特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の処<br>分を行っている業者は、現時点では、県内ではここし<br>かないため、当該業者に委託するものである。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                                | 契約金額(円)        | 契約の相手先、住所、氏名                                       | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|-----------------|--------------------------------------|----------------|--|---|-------------------|
| 5  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>6月8日   | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設清掃等業務委託   | 単価契約<br>別紙のとおり | 長崎市田中町5 7 3 番地 3<br>株式会社 クリーンマット<br>代表取締役 田中 伸之    | 本契約は、新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設の清掃・消毒・ゴミ運搬を行うものであり、その<br>目的は施設の良好な衛生環境の維持と施設内外におけ<br>る感染拡大の防止である。<br>新型コロナ感染症患者が入院している医療機関の清<br>掃業務等を取り扱っている業者は、現時点では、県内<br>ではここしかないため、当該業者に委託するものであ<br>る。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 6  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>7月17日  | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設警備業務委託    | 1,755,600      | 大村市原口町1 1 4 8 番地 6<br>株式会社 中央総合警備保障<br>代表取締役 堀内 敏也 | 本契約は、新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設の保安警備を行うものである。施設については、<br>感染者が7/14に入所し施設の運用を開始したとこ<br>ろであるが、地元自治会からの警備の要望があり、緊<br>急に警備を実施する必要がある。<br>当該業者は、長崎振興局大橋庁舎の警備業務の外、<br>他の県有施設の警備業務も受注し、実績・信頼のある<br>業者であるため、一般競争入札による業者決定まで<br>の間、一時的、緊急的に当該業者へ委託するものであ<br>る。  | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 7  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>10月19日 | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設環境整備業務    | 12,100,000     | 非公開  | 当業務は、新型コロナウイルス感染症対策の宿泊療養<br>施設として、無償貸与を受けた施設の電気・水道・給<br>湯・消防・空調の各設備の点検・改修に加え、清掃・<br>消毒・害虫駆除や畳・障子・襖の居室改装、建具調整<br>などの環境整備を行うものである。<br>当該業務は、季節性インフルエンザの流行期に、コ<br>ロナ感染者の増加（第3波）が見込まれており、それ<br>までの間に早急に短期間で実施する必要がある。<br>早急に短期間で実施するには全ての業務を一括して<br>契約する必要があるが、全ての業務を一括して契約で<br>きる業者の市場調査には多くの時間を要することから<br>、これまで当該施設の維持管理を行い施設の詳細を十<br>分に把握し、関連企業と連携して即対応できる当該業<br>者と1者随契を行うものである。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 8  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2020年<br>12月28日 | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養<br>施設用備品等賃貸借契約 | 3,916,000      | 長崎市平岡町1 3 6 1 番地<br>株式会社 森谷商会<br>代表取締役 森谷 八郎       | 当業務は、新型コロナウイルス感染症対策の宿泊療<br>養施設として、無償譲渡を受け、環境整備した施設の<br>備品等の賃貸借契約を行うものである。<br>当該業務は、1 2 月に入り、長崎市中等でクラス<br>ターが発生し、新型コロナウイルス感染者が急増し、現<br>在使用している宿泊療養施設だけでは不足する可能性<br>が出てきたため、緊急に備品等を整備し、施設を使用<br>できる状態にする必要があり実施するものである。<br>登録業者をはじめ、長崎地域の業者に市場調査を行<br>ったところ、コロナ感染症の宿泊療養施設への備品リ<br>ースであるため、対応できる業者は当該2業者のみで<br>あった。そのため、当該2業者と見積もり合わせを実<br>施し、随意契約を行うものである。                        | 第167条の2第1項<br>第5号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

2021年3月末現在

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                            | 契約金額(円)     | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|----------------------------------|-------------|--|--|-------------------|
| 9  | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2021年<br>3月19日 | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養施設賃貸借契約     | 157,567,575 | 非公開  | 当該ホテルは新型コロナウイルス感染症に係る長崎県の医療体制の確保を図るため、軽症者等の安静・療養施設として、令和2年度に公募による選定の結果、決定したホテルであり、引き続き令和3年度も施設の確保を行う必要があることから、当該ホテルと1者随契を行うものである。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 10 | 長崎振興局 | 管理部 総務課        | 2021年<br>3月29日 | 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養施設用備品等賃貸借契約 | 6,495,821   | 長崎市平間町1361<br>株式会社 森谷商会<br>代表取締役 森谷 八郎                 | 当業務は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策の宿泊療養施設として無償貸与を受け、環境整備を行った施設の備品等について賃貸借契約を行うものであるが、引き続き令和3年度も当該業者と再リースを行うことで、現在設置している備品の撤去費や新たな備品の設置費等が不要となり、コストの軽減が図られることから、当該業者と1者随契を行うものである。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 11 | 長崎振興局 | 建設部 河川課        | 2020年<br>8月3日  | 黒崎川災害復旧工事（設計業務委託）                | 7,150,000   | 長崎市光町10番5号 吉川ビル2階<br>有限会社 吉川土木コンサル<br>タント<br>取締役 吉川 國夫 | 本工事は令和2年7月6日から8日にかけての梅雨前線豪雨により、二級河川黒崎川の護岸が崩壊した。7月7日に長崎市役所北総合事務所より、当該箇所が被災しているとの通報があり現地を確認した結果、被災護岸の背後地には医療機関があり、施設への悪影響を及ぼす危険性が高いことから早急な復旧計画の策定が必要となる。このことから、「災害時における被害状況調査協力に関する協定」に基づき、（一社）長崎県測量設計コンサルタント協会に対して調査協力の出動要請を行い、協会員である下記業者が指名された。<br>有限会社 吉川土木コンサル<br>タント<br>長崎市光町10-5 吉川ビル2階<br>代表取締役 吉川 國夫 | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 12 | 長崎振興局 | 建設部 河川課        | 2020年<br>12月7日 | 長崎振興局河川課積算技術業務委託（河川課）            | 2,530,000   | 大村市池田2丁目1311番地3<br>公益財団法人 長崎県建設技術研究センター<br>理事長 田村 孝義   | 当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。<br>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 13 | 長崎振興局 | 建設部 都市計画課      | 2020年<br>9月11日 | 長崎本線浦上・長崎間130km813付近井樋ノ口橋新設工事    | 8,560,000   | 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25-21<br>九州旅客鉄道株式会社<br>代表取締役社長 青柳俊彦    | 本業務は、九州旅客鉄道施設の近接において長崎駅東通り線井樋ノ口橋の橋梁下部工及び上部工を施工するものであり、鉄道の運転保安に影響がないように施工しなければならない。<br>建設<br>工事公衆災害防止対策要綱第28条第1項に基づき九州旅客鉄道と協議を行った結果、鉄道の安全確保のため九州旅客鉄道以外の作業は認められなかった。よって、鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会社と随意契約するものである。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                    | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|--------------------------|------------|---|--|-------------------|
| 14 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2020年<br>4月1日  | 一般国道202号駅前エレベーター保守点検委託   | 1,729,200  | 万才町3-5<br>三菱電機ビルテクノサービス<br>株式会社<br>長崎支店長 浅野 学           | 必要な機材及び技術員の有無を他のエレベーターメンテナンス会社に問い合わせたところ、点検に必要な機材が無く他企業のエレベーターを点検出来る技術者もない。また、遠隔監視を行う点からも、環境整備が不可能であるため対応出来ないため、特定1社以外での対応が不可能である。環境及び整備を整える以前にその対応が不可能なことから、過去にも同様な理由により契約を行った三菱電機ビルテクノサービス㈱と1社随意契約を行うものである。また、業務内容の変更も無いことから1社随意契約の長期継続契約とする。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 15 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2020年<br>5月12日 | 一般国道202号橋梁補修工事(監督補助業務委託) | 18,260,000 | 大村市池田2丁目1311番<br>3<br>公益財団法人 長崎県建設技術研究センター<br>理事長 田村 孝義 | 当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。<br>また、工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。<br>このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 16 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2020年<br>7月17日 | 一般国道202号道路維持工事(災害時緊急対応工) | 21,329,000 | 長崎市宝町4-30<br>株式会社 星野組<br>代表取締役 星野 憲司                    | 令和2年7月5日に発生した集中豪雨(連続雨量578mm(7/5_16:30~7/8_1:30))により一般国道202号の長崎市赤首町~上大野町で7月6日の午前3時頃、道路斜面が崩落し、道路が全面通行止めとなった。<br>当該箇所は長崎市と西海市を結ぶ幹線道路であり、バス路線となっているため、早期の交通開放が必要であることから、「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」第3条に基づき、(社)長崎県ほ装協会に対して緊急作業出動の要請を行い、協会員である下記業者に現地での緊急対応及び交通規制を依頼し早期の交通開放を行いたい。<br>以上から、ほ装協会から緊急作業が対応可能な業者として指定を受けた下記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を実施するものである。<br>長崎市宝町4番30号<br>株式会社 星野組<br>代表取締役 星野 憲司 | 第167条の2第1項<br>第5号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称  | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|-----------------|--|-----------|--|--|-------------------|
| 17 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2020年<br>7月20日  | 長崎振興局道路維持課積算技術業務委託                                   | 8,470,000 | 大村市池田二丁目1311番地3<br>公益財団法人 長崎県建設技術研究センター<br>理事長 田村 孝義 | 当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。<br>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 18 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2020年<br>9月23日  | 主要地方道野母崎宿線道路維持工事(災害時緊急対応工)                           | 3,676,200 | 長崎市青山町254番地11<br>株式会社 白水建設<br>代表取締役 白水 宏平            | 令和2年9月12日に発生した集中豪雨により、主要地方道野母崎宿線の長崎市大崎町で9月12日の午前7時頃道路が陥没し、道路が全面通行止めとなった。<br>当該路線は野母崎半島を一周する幹線道路であり、脇岬港や樺島へのアクセス道路である。また、バス路線となっているため早期の交通開放が必要である。<br>そのため、被災時に現地での緊急対応および交通規制を行い、現地状況に精通している以下の業者に交通開放のための応急工事を依頼したい。<br>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約を実施するものである。<br>長崎市青山町254番地11<br>株式会社 白水建設<br>代表取締役 白水 宏平 | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 19 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2020年<br>11月25日 | 一般国道206号橋梁点検委託(道ノ尾橋)(長崎旧線道ノ尾・西浦上間126k043m付近道ノ尾橋橋梁点検) | 2,158,000 | 長崎市尾上町8番6号<br>九州旅客鉄道株式会社<br>長崎支社長 西川 佳祐              | 本業務は、九州旅客鉄道上空を交差する橋梁の点検業務であり、線路上空に足場を設置、または橋梁点検車(軌陸車)を利用して点検を行わなければならない。<br>この点検は、九州旅客鉄道が所管する鉄道管理区域内での作業であり、鉄道の安全確保のため、九州旅客鉄道以外の作業は認められない。よって、鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会社と随意契約するものである。<br>長崎市尾上町8番6号<br>九州旅客鉄道株式会社<br>長崎支社長 西川 佳祐   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 20 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2020年<br>12月25日 | 一般国道499号電線共同溝整備工事(電力系引込管路)                           | 7,940,032 | 長崎市城山町3番19号<br>九州電力送配電株式会社 長崎支社<br>支社長 郡山 伸一郎        | 電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理の観点から引込用管路の建設に係る工事を委託する基本協定を平成13年に長崎県知事と九州電力(株)長崎支店長で締結している。<br>これに基づき「九州電力送配電株式会社 長崎支社長 郡山 伸一郎」を契約の相手方として特定する。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

2021年3月末現在

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                          | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|--------------------------------|------------|---|--|-------------------|
| 21 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2021年<br>3月10日 | 一般県道長崎式見港線電線共同溝整備工事(電力系引込連系管路) | 9,429,602  | 長崎市城山町3-19<br>九州電力送配電株式会社<br>支社長 郡山 伸一郎                                     | 電線共同溝整備工事の引込連系管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理の観点から引込連系管路の建設に係る工事を委託する基本協定を平成13年に長崎県知事と九州電力(株)長崎支店長で締結している。これに基づき委託するものである。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 22 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2021年<br>3月23日 | 主要地方道長崎南環状線交通管理業務委託            | 19,750,500 | 長崎市元船町17-1<br>長崎県道路公社<br>理事長 田淵 和也  | 当区間は、長崎自動車道と一般国道202号を接続する女神大橋有料道路や自動車専用道路を含む地域高規格道路で設計速度が高い区間である。さらに長大トンネル(唐八景トンネル、大浜トンネル)、長大橋梁(女神大橋)があることから、防災管理体制を含めた区間全体の一体的な高速自動車道並の高度な管理体制が必要である。<br>このため、これまでも女神大橋有料道路の情報設備、唐八景トンネル・大浜トンネルの防災設備を出島道路管理事務所にて一元管理し、区間全体の一体的な管理を長崎県道路公社で行っていることから長崎県道路公社と随意契約を行うものである。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 23 | 長崎振興局 | 建設部 道路維持課      | 2021年<br>3月26日 | 一般県道長崎式見港線電線共同溝整備工事(電力系引込連系管路) | 3,287,900  | 福岡県福岡市博多区東比恵2<br>-3-7<br>エヌ・ティ・ティ・インフラ<br>ネット株式会社 九州事業部<br><br>九州事業部長 入江 浩志 | 電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理の観点から引込管路の建設に係る工事を委託する基本協定を平成19年に長崎県知事と西日本電信電話(株)長崎支店長で締結している。これに基づき委託するものである。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 24 | 長崎振興局 | 建設部 道路建設課      | 2020年<br>6月29日 | 長崎振興局建設部積算技術業務委託(道路建設課)        | 9,020,000  | 大村市池田2丁目1311番<br>3<br>公益財団法人 長崎県建設技<br>術研究センター<br>理事長 田村 孝義                 | 当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。<br>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 25 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>4月1日  | 長崎港内及び長崎漁港内における海面清掃業務委託        | 29,049,120 | 長崎市万才町3-17<br>長崎港清掃協議会<br>会長 中部 憲一郎   | 長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内の海面清掃を行うために設立された団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件(風向・風速・潮流等)に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を行うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であり、熟練した技能が求められる。<br><br>長崎港清掃協議会は、設立以来、本業務を行っており、業務に精通し、かつ熟知しており、この業務を遂行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出る流木やゴミが頻繁に発生しており、長崎県の安全管理の指示に対し、長崎港清掃協議会は、柔軟に緊急対応ができ、港の安全を守っている。この協議会は、県の管理港及び管理漁港に係る会員の会費及び長崎市からの補助金を受けて成り立っており、営利を追求しておらず、公平な立場で対応が可能である。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                     | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|---------------------------|------------|---|--|-------------------|
| 26 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>6月3日  | 長崎港広域連携工事（航行安全対策検討委員会）    | 42,240,000 | 福岡県北九州市門司区港町7番8号<br>公益社団法人 西部海難防止協会<br>会長 高祖 健一郎    | 現在建造中の20万総トンの大型客船が東アジアクルーズに配船され、令和3年度から長崎港への寄港の打診があり、長崎港も受け入れ態勢を整えなくてはならない。<br>これまで長崎港小ヶ倉地区においては22万総トンの大型客船受け入れに関する安全対策検討を行っているが、松が枝地区においては16万総トンまでしか行っていない。<br>この大型客船の入港受け入れのためには、第三者委員による航行安全対策検討委員会を設置し、十分な安全対策を策定したうえで受け入れを行う必要がある。<br><br>よって、検討に当たっては、船舶の航行検討に精通し、且つ、専門的知識が必要となることから、九州地域では唯一、同種のノウハウやデータを蓄積、活用しており客船の入出港及び係留の安全性について調査検討し必要な航行安全対策を策定できるのは、公益社団法人西部海難防止協会しかいないので、随意契約を行いたい。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 27 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>6月22日 | 長崎振興局長崎港湾漁港事務所漁港課積算技術業務委託 | 6,270,000  | 大村市池田2丁目1311番3<br>公益財団法人 長崎県建設技術研究センター<br>理事長 田村 孝義 | 当業務は予定価格算出の基礎となる起工設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定する。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 28 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>7月7日  | 神ノ浦港市場護岸災害復旧工事（仮応急）       | 4,235,000  | 長崎市橋口町20-6<br>黒瀬建設株式会社<br>代表取締役 濱谷 大助               | 7月6日の大雨による影響で、市場護岸の石積が崩壊した。背後野積場の重油タンクが傾いているため、崩壊部を保護し更なる被害拡大を防ぐ必要がある。<br>市場護岸では沈下もあり、今後の降雨により護岸基礎部の洗堀が加速し重油タンクが倒壊する恐れがあるため、緊急に大型土嚢を設置し市場護岸と重油タンクの倒壊防止措置を行う必要がある。<br>このため、県との間に災害支援協定を締結している（一社）長崎県港湾漁港建設業協会から指定され、機材や人員を確保でき、緊急対応が可能な黒瀬建設株式会社と随意契約を行う。  | 第167条の2第1項<br>第5号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                    | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名                                  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|--------------------------|------------|---|--|-------------------|
| 29 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月3日  | 長崎漁港-3m(B)岸壁他災害復旧工事      | 3,135,000  | 長崎市新地町5-17<br>株式会社 上滝<br>代表取締役 上滝 満           | 台風9号の波浪により、長崎漁港三重地区のNO.3浮桟橋、-3m(B)岸壁及び-2m物揚場が被災した。NO.3浮桟橋及び-2m物揚場の簡易浮体は、連絡橋の被災であるが、日々の漁業活動に利用されており、早急に復旧する必要がある。-3m(B)岸壁については、前面に設置した簡易浮体を固定するローラーの一部が破損しており、本復旧に時間を要するが、数日後に来襲が予想されている大型台風10号には持ちこたえられないため、事前に陸揚し増破を防止する必要がある。このため、災害支援協定に基づき、長崎県港湾漁港建設業協会に支援を依頼したところ、対応者として指定を受けた(株)上滝と随意契約するものである | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 30 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月7日  | 長崎漁港NO.6浮桟橋災害復旧工事        | 30,565,700 | 長崎市興善町2-8<br>株式会社 西海建設<br>代表取締役 寺澤 孝憲         | 台風9号によりNO.6浮桟橋が被災した。本来は、日々水揚げに利用される施設であるが、現状では危険であり、利用できない状況となっていることから、早急に復旧する必要がある。このため、災害支援協定に基づき、長崎県港湾漁港建設業協会に支援を依頼したところ、対応者として指定を受け、復旧に必要な機器(作業船)を現状で唯一確保できる(株)西海建設と随意契約するものである。   | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 31 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月7日  | 長崎県単調査委託(風向風速観測システム更新)   | 1,155,000  | 長崎市田中町585-5<br>扇精光ソリューションズ株式会社<br>代表取締役 瀧口 晴樹 | 当該システムは、大型クルーズ客船の入出港時の風向風速を観測し、インターネットを通じて長崎港の風向風速を長崎港利用者へ提供している。当該システムのOSはウィンドウズ7でありサポートが終了されていることから、当該システムをウィンドウズ10に更新する必要がある。<br>更新に当たっては、有利な価格での契約が可能であることから、当該システムを開発した扇精光ソリューションズ(株)と随意契約を行う。  | 第167条の2第1項<br>第7号 |
| 32 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月14日 | 池島港単調査委託(南防波堤災害復旧設計業務委託) | 11,825,000 | 長崎市清水町2-4<br>復建調査設計株式会社 長崎支店<br>支店長 原 道泰      | 令和2年9月2日に来襲した台風9号によって災害復旧工事施工中の南防波堤が被災した。南防波堤背後には航路泊地があり本土との定期船の航路があるため、早期復旧を行わなければならない。令和2年10月下旬に本省事前協議、令和2年11月下旬に災害査定が予定されていることから、緊急に改良断面も考慮した復旧工法の検討を行う必要がある。<br>令和元年に当該施設の災害復旧の検討を行い、現地に精通し、緊急対応が可能な復建調査設計(株)長崎支店と地方自治法第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。   | 第167条の2第1項<br>第5号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。



| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                       | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                           | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|-----------------------------|-----------|--|--|-------------------|
| 33 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月14日 | 長崎県単調調査委託（小江湾内護岸災害復旧測量業務委託） | 1,727,000 | 長崎市興善町2-8<br>大洋技研株式会社<br>代表取締役 福田 友久   | 令和2年9月2日に来襲した台風9号によって小江湾内護岸が被災した。被害拡大防止のため、早期復旧を行わなければならない、令和2年10月下旬に本省事前協議、令和2年11月下旬に災害査定が予定されていることから、緊急に測量を行う。<br>このため、「災害時における被害状況調査協力に関する協定書」に基づき(一社)長崎県測量設計コンサルタンツ協会に支援を要請し、緊急測量が可能な業者として指定を受けた大洋技研(株)と地方自治法第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。 | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 34 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月15日 | 香焼西海岸単調調査委託（護岸災害復旧測量業務委託）   | 2,200,000 | 長崎市興善町2-8<br>大洋技研株式会社<br>代表取締役 福田 友久   | 令和2年9月2日に来襲した台風9号によって護岸が被災した。被害拡大防止のため、早期復旧を行わなければならない、令和2年10月下旬に本省事前協議、令和2年11月下旬に災害査定が予定されていることから、緊急に測量を行う。<br>このため、「災害時における被害状況調査協力に関する協定書」に基づき(一社)長崎県測量設計コンサルタンツ協会に支援を要請し、緊急測量が可能な業者として指定を受けた大洋技研(株)と地方自治法第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。     | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 35 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月16日 | 長崎漁港他県単災害復旧工事（漂着物処分業務委託）    | 1,246,080 | 長崎市2739番地4<br>株式会社 中央環境<br>代表取締役 上田 恭久 | 台風10号の波浪により、長崎漁港三重地区においては、漂着ごみが泊地内に埋塞。また、式見漁港においても、漂着ごみが船揚場に漂着し、漁船の利用に支障を来すことから、地元漁業者が回収し近接する漁港用地内に集積している。漁業活動のための用地の適正な利用や飛散の防止には、早急な撤去処分が必要となるため、当事務所発注の令和2年度長崎漁港・式見漁港産業廃棄物収集・運搬及び処分業務を受注し、処理に必要な人材及や機材を確保できる(株)中央環境と随意契約するものである。              | 第167条の2第1項<br>第5号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                       | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名                                    | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|-----------------------------|------------|---|--|-------------------|
| 36 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月18日 | 池島港航路泊地災害復旧工事               | 20,130,000 | 長崎市新地町5-17<br>株式会社 上滝<br>代表取締役 上滝 満             | 令和2年9月6日～7日に来襲した台風10号によって池島港航路泊地が埋塞した。当該航路泊地は池島・本土間のフェリーや高速船が航行している。台風通過後、運航事業者より航路北側が浅くなっているとの情報が入ったことから、9月14日に測量を実施した。その結果、航路北側が浅くなっていることが確認された。航路南側の南防波堤は9月2日に来襲した台風9号で被災し、防波堤は航路側に転倒しており、フェリーは航路北側から侵入し浅くなっている航路北側を回避するため航路南側を航行している。南からの風浪に対して防波堤の効果が減退しているため、今後、南からの風浪を受けフェリーが北側に流されることも想定されることから、早急に航路泊地の浚渫を行う必要がある。<br>このため、「大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」第3条の規定に基づき、長崎県港湾漁港建設業協会に支援を要請し、緊急作業が可能な業者として指定を受け、復旧に必要な機器(作業船)を現状で唯一確保できる㈱上滝と地方自治法第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。 | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 37 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月23日 | 香焼西海岸単調調査委託(護岸災害復旧設計業務委託)   | 5,170,000  | 長崎市栄町5-5<br>株式会社 三洋コンサルタント<br>長崎支店<br>支店長 津曲 兼嗣 | 令和2年9月2日に来襲した台風9号によって護岸が被災した。被害拡大防止のため早期復旧を行わなければならない。令和2年10月下旬に本省事前協議、令和2年11月下旬に災害査定が予定されていることから、緊急に改良断面も考慮した復旧工法の検討を行う必要がある。<br>平成30年に当該地区の護岸概略検討を行い、現地に精通し、緊急対応が可能な㈱三洋コンサルタント長崎支店と地方自治法第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。  | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 38 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>9月24日 | 長崎県単調調査委託(小江湾内護岸災害復旧設計業務委託) | 5,335,000  | 長崎市清水町2-4<br>復建調査設計株式会社 長崎支店<br>支店長 原 道泰        | 令和2年9月2日に来襲した台風9号によって護岸が被災した。被害拡大防止のため早期復旧を行わなければならない。令和2年10月下旬に本省事前協議、令和2年11月下旬に災害査定が予定されていることから、緊急に改良断面も考慮した復旧工法の検討を行う必要がある。<br>過去に当該地区の護岸設計を行い、現地に精通し、緊急対応が可能な復建調査設計㈱長崎支店と地方自治法第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。  | 第167条の2第1項<br>第5号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                         | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                                       | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|-----------------|-------------------------------|-----------|--|---|-------------------|
| 39 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2020年<br>10月19日 | 神ノ浦港県単調査委託(市場護岸災害復旧物件等調査業務委託) | 3,619,000 | 長崎市樺島町7-6<br>長崎総合鑑定株式会社<br>代表取締役 渡辺 浩一             | 令和2年7月6日の大雨による影響で市場護岸の石積み崩壊し、背後野積場の重油タンクが傾き、仮応急を行っていたが、その後令和2年9月2日に来襲した台風9号によってさらに市場護岸が崩れた。令和2年10月9日に本省事前協議を行ったところ、背後の重油タンクについて、補償基準と照らし合わせて、減耗分を加味した補償費の算定を令和2年11月下旬に予定されている災害査定時に説明するように求められた。<br>このため、日本補償コンサルタント協会九州支部長崎県部会の会員であり、補償業務管理士が11名在籍し、緊急対応が可能な長崎総合鑑定(株)と地方自治法第167条の2第1項第5号の規定により随意契約するものである。 | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 40 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>1月29日  | 脇岬港県単維持工事(岬物揚場)               | 3,658,600 | 長崎市新地町5-17<br>株式会社 上滝<br>代表取締役 上滝 満                | 1月28日に脇岬港岬物揚場(簡易浮体)において、浮体の係留ローラーがガイドレールから外れ、ガイドレールは破断して湾曲し、浮体が横転した。当該浮体は漁船の水揚げ及び給水施設として利用されている。そのままでは漁船が接岸できず、漁業活動に多大な支障を与えることから、早急に浮体を陸揚げし、ガイドレールの撤去を行う必要がある。施工には作業船が必要であり、現在、脇岬港に在港しているのは(株)上滝が所有する作業船のみである。<br>このため、脇岬港に作業船が在港し、かつ吊棒を所有し、早急な対応が可能な(株)上滝と随意契約するものである。                                    | 第167条の2第1項<br>第5号 |
| 41 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>2月2日   | 形上海岸高潮対策工事(積算技術業務委託)          | 2,530,000 | 大村市池田2-1311-3<br>公益財団法人 長崎県建設技術研究センター<br>理事長 田村 孝義 | 当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。<br>このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                                  | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|--|------------|--|---|-------------------|
| 42 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>2月24日 | 2長港管第1-47号 長崎港小ヶ倉柳地区ガントリークレーン傾転装置等修繕工事 | 1,386,000  | 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号<br>IHI運搬機械株式会社 九州営業所<br>所長 塩田 健 | <p>長崎港小ヶ倉柳地区に設置しているガントリークレーンの傾転装置及びパソコンのバッテリーに不具合があり、機器の損傷等につながるおそれが出て来ている。</p> <p>傾転装置は、クレーンのスプレッド(吊具装置)をコンテナに位置合わせする装置であり、PCバッテリーは操作PCの電源バックアップのためのものであり、いずれも異常が生じた場合、クレーンを使用できなくなるため、早急に修繕する必要がある。</p> <p>また、3月27日までに一般社団法人日本クレーン協会の性能検査を受ける必要があり、修繕をしないと性能検査に合格できず、使用することができなくなるため、コンテナ荷役に支障が生じることになる。</p> <p>この修繕工事に対応できるのは、当該クレーンを製造したIHI運搬機械株式会社だけであり、同社九州営業所と随意契約を行うものである。</p> <p>なお、ガントリークレーンの保守点検業務については、長崎港コンテナターミナル運営協会に委託しているが、当事務所で承認のうえ同協会からIHI運搬機械株式会社に再委託されているものである。</p> <p>傾転装置<br/>船の傾きによって傾斜しているコンテナにスプレッド(吊具装置)を位置合わせするための装置。<br/>クレーンの性能検査 ……<br/>クレーンを使用するには労働基準監督署長のクレーン検査証(有効期間2か年)の交付を受ける必要があり、交付には一般社団法人日本クレーン協会の性能検査を合格する必要がある。</p> | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 43 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>3月2日  | 長崎港広域連携工事(航行安全対策検討委員会)                 | 12,760,000 | 福岡県北九州市門司区港町7番8号<br>公益社団法人 西部海難防止協会<br>会長 高祖 健一郎     | <p>長崎港松が枝地区に接岸できる大型客船は日中かつ右舷付け(入船)に限られているため、現在、夜間入出港及び左舷付け(出船)の操船検討を実施している。しかし、左舷付け(出船)係留時の安全性を確認していないため、新たに係留時の動揺シミュレーションを実施し安全性の確保を検討する必要がある。</p> <p>この大型客船の入港受け入れのためには、第三者委員による航行安全対策検討部会を設置し、十分な安全対策を策定した上で受け入れを行う必要がある。</p> <p>よって、検討に当たっては、船舶の航行検討に精通し、且つ、専門的知識が必要となることから、九州地域では唯一、同種のノウハウやデータを蓄積、活用しており、客船の入出港及び係留の安全性について調査検討し必要な航行安全対策を策定できるのは、公益社団法人西部海難防止協会しかいないので、随意契約を行いたい。</p>  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局  | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                       | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|-------|----------------|----------------|-----------------------------|------------|--|--|-------------------|
| 44 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>3月19日 | 長崎港小ヶ倉柳埠頭荷役機械管理運営業務委託       | 31,346,700 | 長崎小ヶ倉町3丁目7番<br>120<br>長崎港コンテナターミナル運<br>営協会<br>会長 飛永 哲郎 | 小ヶ倉柳地区については、港湾運送業の円滑な運営を<br>図るため長崎港コンテナターミナル運営協会を設立し<br>ている。当協会は、長崎県から許可を受けた「ガント<br>リークレーン、ストラドルキャリア及びフォークリフ<br>ト」の使用計画を調整し荷役作業を行っている。当業<br>務委託は、これら港湾荷役機械の利用調整及び維持管<br>理業務（始業前点検、月例点検、年次点検等）を委託<br>するものである。また、月例点検、年次点検等はより<br>高度な知識が必要となるが、始業前点検を行っている<br>港湾荷役機械使用者の立会が必須であるなど、始業前<br>点検と一体となった点検であり、点検日程についても<br>運営協会との調整が不可欠であるため、運営協会に委<br>託し効率化を図るものである。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 45 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>3月31日 | 長崎港湾施設管理等業務委託（小江泊地及び<br>BP） | 4,336,000  | 長崎小江町2734-45<br>小江木材加工業協同組合<br>理事長 樋上 修久               | 小江木材加工業協同組合は、S57年に結成された中<br>小企業法に基づく協同組合であり、小江地区団地に進<br>出した企業による自治会組織とみなせる小江団地振興<br>会が母体であり、従来からこの水面にて業務を行って<br>いたものである。<br>当業務委託は、下記業務を委託するものであるが、同<br>組合は、当該泊地の近隣に事務所を有しており、過去<br>から当該地の状況、また係留関係者の利用状況等を熟<br>知していることから同組合へ一者随意契約するものと<br>する。<br>【業務概要】<br>・使用許可申請書の取りまとめ<br>・施設利用者の適正利用指導<br>・整理整頓清掃、陽修繕箇所の連絡<br>・係船調整、巡回監視指導                               | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 46 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>3月31日 | 茂木港湾施設管理等業務委託               | 1,004,000  | 長崎市茂木町2148番地1<br>長崎茂木漁業協同組合<br>代表理事組合長 小林 一久           | 長崎市茂木漁業協同組合は、水産業協同組合法により<br>認可された法人である。<br>当業務委託は下記業務を委託するものであるが、茂木<br>港には、当漁協所属の漁船が多数停泊しており、PB<br>を当泊地にて許可するには漁業活動の支障のない範囲<br>に限定する必要があるが、同組合は当該泊地の近隣に<br>事務所を有しており、過去から当該地の状況、また係<br>留関係者の利用状況等を熟知していることから同組合<br>へ一者随意契約とするものとする。<br>【業務概要】<br>・使用許可申請書の取りまとめ<br>・利用者への適正利用指導<br>・港湾施設の整理清掃  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 47 | 長崎振興局 | 長崎港湾漁港事務所      | 2021年<br>3月31日 | 高島港湾緑地管理委託                  | 1,409,000  | 長崎市桜町2番22号<br>長崎市<br>長崎市桜町2番22号<br>長崎市<br>市長 田上 富久     | 長崎市は「長崎県の事務処理に関する条例」に基づき<br>港湾に関する管理事務を行っており、一体的な管理を<br>行うことで効率よく管理を行うことができるため、県<br>管港湾施設として設置した緑地の管理を地元市である<br>長崎市に委任するものである。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

別紙 1

| 品 名  | 規 格        | 単 位   | 単 価<br>(契約締結時) |
|------|------------|-------|----------------|
| ガソリン | レギュラー      | 1リットル | 136円           |
| 軽油   | スタンド<br>給油 | 1リットル | 116円           |

## 別紙

長崎振興局 管理部 総務課

令和2年6月8日 長崎県新型コロナウイルス感染症対策宿泊療養施設清掃等業務委託契約

| 業務の種類    |                               | 予定回数 | 単位  | 基本単価<br>(消費税及び地方消費税含まず) |
|----------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|
| 定期清掃・点検  | 1階～2階 使用中居室・共用部分              | 16回  | 回   | 32,000円                 |
|          | 3階～7階 使用中共用部分                 | 16回  | フロア | 3,000円                  |
|          | 1階～7階 未使用居室・共用部分<br>(軽症者等入所前) | 16回  | 回   | 30,000円                 |
|          | 1階～7階 未使用居室・共用部分<br>(軽症者等入所後) | 16回  | 回   | 62,000円                 |
| 退所時の消毒   | 対象居室数：1室～9室まで                 | 都度実施 | 回   | 217,345円                |
| 退所時の清掃   | 対象居室数：1室～9室まで                 | 都度実施 | 回   | 15,000円                 |
| ゴミの消毒・運搬 | ボックス：1箱～30箱まで                 | 16回  | 回   | 35,000円                 |

| 業務の種類    |                | 予定回数 | 単位 | 超過単価<br>(消費税及び地方消費税含まず) |
|----------|----------------|------|----|-------------------------|
| 退所時の消毒   | 対象居室数：10室以上    | 都度実施 | 室  | 25,000円                 |
| 退所時の清掃   | 対象居室数：10室以上    | 都度実施 | 室  | 1,500円                  |
| ゴミの消毒・運搬 | ボックス：31箱～60箱まで | 都度実施 | 回  | 35,000円                 |